

第4回一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設  
整備候補地選定委員会会議録

1 会議名 第4回一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会

2 開催日時 平成31年3月4日(月)午後2時から午後4時まで

3 開催場所 いわて県民情報交流センターアイーナ会議室701

4 出席者

(1) 委員 中澤廣委員長、千葉啓子副委員長、東淳樹委員、大河原正文委員、田中一幸委員、平塚明委員、山本博委員

(2) 事務局 尾形秀治事務局長、村上秀昭事務局次長兼総務管理課長、吉田健総務管理課長補佐兼施設整備係長、中村謙介総務管理課主任主事  
株式会社日産技術コンサルタント(2名)

5 議事

(1) 第2次選定の条件等について

(2) その他

6 公開、非公開の別 非公開

7 あいさつ

日頃から整備候補地選定にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

委員の皆様には忌憚のないご意見を願います。

8 協議内容

(1) 第2次選定の条件等果について

事務局 まずは、第2次選定条件のうち絞込み条件及び追加絞込み条件について説明するので、これについての協議をお願いします。

会議資料協議1の「1.絞込み条件」、「2.追加絞込み条件」について事務局から説明を行った。

以下、委員からの質問等

委員長 「運搬経費の経済性」で、運搬経費が最少となるエリアの1.4倍以下という数字があるが、どのような考えからこの1.4倍という数字にしたのか。

事務局 運搬経費の計算対象エリア数は全体では451あり、1.4倍以下で絞り込むと約3割程度の139になる。この約3割程度に絞り込むことができることから、1.4倍という数字を提案するものである。

また現在年間の運搬経費は3億円以上であり、1.4倍となるエリアでは1億

円程度の経費増が見込まれるため、この程度の増額が限度と考えた。運搬経費が2倍や3倍になるエリアは候補地として現実性がないと考えている。

委員 運搬経費の経済性の評価は、各地区で発生する廃棄物量と各地区から候補地への距離を乗じた数字の総計で行うとあるが、この距離とは直線距離なのか。

事務局 運搬経費の指標の計算はモデル化したうえで計算している。管内を17の中学校区で分けたうえで各中学校を排出場所として考え、各排出場所から各エリアまでの距離は直線距離ではなく道のりとしている。

委員 運搬経費が高額だが土地造成等の整備費が少額な土地と、運搬経費が高額だが土地造成等の整備費が少額な土地を比較することも必要ではないか。1.4倍以上で除外するのではなく、優先的に1.4倍以内から選ぶというように幅を持たせるような方法とすべきではないか。

委員 1.4倍以上のエリアを除外してからの評価と除外せずに全体での評価では、作業量的に大きく変わるのか。比較評価の際にも運搬経費の経済性で評価するので除外条件にする必要があるか疑問である。1.4倍という数字自体に大きな意味がなければ、全体を比較評価すべきではないか。

事務局 先に説明したが評価対象エリアの1.4倍以上のエリアを除外すると約3割程度に絞り込める。単純に考えて絞込みをしない場合は評価対象が3倍以上になる。限られた時間で作業を進めるには、候補地として不適当なほど運搬経費が高額なエリアを評価する時間の確保が難しいという状況もあり、ある一定程度の絞込みをしたいため1.4倍以上のエリアの除外という提案になっている。

また、運搬経費は施設の管理運営上かなり重要な位置を占めると考えている。運搬経費は毎年度の恒常的な経費であり、例えば土地造成費の10億円の増額と、運搬経費の1億円の増額とを比較すると、運搬経費の増額の方が財政への負担が大きい。新施設は約30年から40年使用する見込みであり、単年度で1億円の増加は施設の使用年数的には総額で30億から40億円程度の増額になる。なお、このような住民生活に必要な施設の整備については、国からの補助金の充当や地方債の発行により、全額が直接的に財政負担に直結する運搬経費のような管理的経費に比べて、財政への負担はそれほど大きくない。

委員 説明の内容は理解した。

委員長 除外条件とすると運搬経費が多額というだけで選定対象から除外されることを危惧しての議論だが、事務局の説明では焼却施設においては運搬経費が財政上大きな負担の要因であり、負担の軽減のために運搬経費の大きな増額のない候補地を選定したいという説明であったがどうか。

委員 <意見等なし>

委員長 意見等がないので、事務局提案のとおりとする。

その他の条件等について意見等がないので、絞込み条件及び追加絞込み条件については事務局からの提案内容のとおりとする。

続いて比較評価の条件について事務局から説明をお願いします。

会議資料協議1の「3.比較評価」について事務局から説明を行った。

以下、委員からの質問等

委員長 まずは「(1)評価対象候補地の分割に」について協議をお願いします。

委員 鉄道、高速道路や河川の線形で分割するという提案だが、対象エリアが適当に分割できるとは限らない。そのような場合はどう考えるのか。

事務局 例えば10haのエリアを鉄道の線形で分割し2haと8haに分割された場合、2haのエリアは必要面積である5ha未満となるため8haのエリアだけが候補地として残る。また50haのエリアが40haと10haに分割された場合は、10haのエリアは評価対象候補地となり、40haのエリアは25ha以下になるまでさらに分割する。その際に道路等がなければ500mメッシュでの分割とする。

委員 稜線等の地形については分割する際の基準になるものか。

事務局 最終処分場では基本的に谷地での整備を考え、活用が難しい稜線等で分割した。焼却施設の整備では、谷地を埋め立てる、稜線や斜面を掘削する等の様々な状況が考えられることから、谷地や稜線といった地形での分割ではなく単純にメッシュで分割するという内容の提案である。

委員長 500mメッシュで分割した場合、それぞれのエリアで評価が変わるのか。

事務局 若干であっても評価上の差は出ると考えている。

委員長 他に意見等がないので、事務局提案のとおりとする。

続いて「(2)評価の配点」、「(3)評価項目」について協議をお願いします。

委員 評価する際のルールについて確認する。例えば「1 評価対象地人口」では250mメッシュの人口分布データで評価するとあるが、候補地内に複数のメッシュがある場合どのように評価するのか。

事務局 「1 評価対象地人口」では候補地内に複数のメッシュがある場合には不利となる評価内容としたい。ほかの評価項目についてもそれぞれで評価のルールを定めて統一の考えで進める。

委員 「3 道路状況」で国道・主要地方道からの距離は、候補地中心からの距離で評価するのか、候補地の端からの最短距離で評価するのか。

事務局 エリア内のもっとも国道等に近い場所からの最短距離で評価する。

委員 「5土地の利用状況」では、空地、未利用地、山林、農地等が◎、工場用地等が○、住宅地、商業施設用地等が△という分け方がされているが、現状空地となっている工場用地が候補地として最適地ではないか。

委員 土地特性として、インフラが整い、生産活動による他への影響等がある程度受忍される工場用地が、山林や農地に比べて適地であると思われる。

事務局 評価は都市計画の用途区分等ではなく現状の利用状況で判断する。工場用地の空地は評価上空地として取り扱い◎の評価を考えている。工場施設がある場所は除外条件で除いているので、評価基準上の工場用地とは駐車場や資材置き場などを想定している。また、候補地内に様々な利用状況が混在する場合は、候補地内における具体的な施設整備場所を特定したうえで、その場所の利用状況から評価したい。

委員 評価内容の提案として、工場用地でも空地は◎で評価するという事なのでその表記を明確にし、山林、農地を工場用地と同じく○とすることではどうか。

委員長 修正案の提案があったが、その他にも修正すべきところがあれば願います。

委員 評価基準上では住宅地が△であるが1点は加点される。住宅地を加点するというのはどうかと思う。

事務局 評価基準の住宅地とは住宅が建っている土地としての意味合いであり、加点ではなく3段階の評価における最低評価と考えたものである。住宅地という表現が誤解を生むこともあると思うので表現の修正を行いたい。

委員長 他になければ、提案された2つの修正案で修正するという事によいか。

事務局 委員会から提案のあった内容で修正を行う。

委員 「6インフラ整備状況」で、上水道等にこだわらず良質な井水が取れば適地となるということだが、評価上では井水をどう取り扱うのか。

事務局 施設に使用する水は大きく3種類が考えられ、上水道等、井水、そして河川の水である。このうち河川からの水の引き込みは水利権の取得が難しい。そのため、実質的には上水道等と井水のみが考えられる。井水は井戸を掘削してみないと出るか分からない。このことから、上水道等の給水エリア内とエリア外で評価に差をつけるというのが提案の内容である。

委員 評価内容の提案となるが、井戸を掘削してみないと出るか分からないのはその通りだが、候補地の中で井水が出たという実績があれば、それについてある程度評価してもよいかと思う。評価基準の上水道等の給水エリア外を候補地内での井水の実績の有無で2つに分け、3段階の評価とするというのはどうか。

委員 水質検査を行わなければ井水は使用できないので、県の水質調査において現

存している井戸を把握しているかと思う。この情報の使用により実績の把握が可能となるのではないか。

委員長 3段階の評価内容とする提案があったが、事務局としてはどう考えるか。

事務局 県から評価に反映できる情報が得られれば委員からの提案内容で進めたいと思うがどうか。

委員長 それでは上水道等の給水エリア内、上水道の給水エリア外で井水の実績あり、上水道の給水エリア外で井水の実績なしの3段階で評価することにする。

事務局 県に問い合わせ情報の提供を求めるが、反映可能な情報が得られない場合は修正前の内容で評価を進める。

委員 「7 構造物の有無」における構造物とはどのようなものを想定しているのか。

事務局 最終処分場整備候補地の評価と同様に考えており、移転可能な構造物は物置、ビニールハウス等を、移転が困難な構造物は住宅、店舗等を想定している。

委員 「8 土地造成の容易性」の評価基準にある9%と15%という斜度の考え方について説明をお願いします。

事務局 候補地の斜度は造成費に大きく影響すると考えている。勾配がどの程度造成費に影響するかというデータがあればそれを基準にしたかったが、適当なものが見付からなかったため道路の勾配を基準とした。国土交通省の道路技術基準等で普通道路の最大勾配が9%とあり、仮設道路の最大勾配が15%とあるため、これを基準として採用している。

委員 確かに地盤の状況等で斜度がなくとも造成費が多額となった事例もある。評価内容の造成費の文言に違和感があるので、表現を変えるべきかもしれない。

委員 「9 土地取得の容易性」が最重要視する項目であれば、さらに重み付けしてもよいのではないか。

委員 提供された情報も、土地所有者の意思としての情報や、自治会等の総意としての情報等、様々であると思う。これら情報の評価も難しいと考えるので、今の段階では重要要素のままとして、その後の段階で情報提供の内容を含めて評価するのが適当ではないか。

委員 住民からの提供情報がそのまま土地取得の容易性に直結するかは不確かである。この項目だけさらに重みを持たせるのは評価しすぎではないか。

委員長 それでは、事務局提案とおりとし修正は行わない。

「一体整備として提供を受けた情報の取扱について」で通常の候補地とは別枠として協議するとされているが、具体的にはどのように考えているのか。

事務局 両施設を一体整備可能として情報提供を受けた候補地も他の候補地同様に第

2次選定の評価内容で評価するが、それぞれ単独の施設用地として評価をした場合に10から20か所の第2次選定結果に残らなかった場合でも、一体整備可能という特殊性は他の評価項目との比較が難しいため、単純に評価点数で比較するものとは別枠として、選定の協議をお願いしたいという考えである。

委員 焼却施設と最終処分場で第2次選定の条件等で重複するものはあるのか。

事務局 絞込み条件では「人口分布」、「建造物の有無」の2条件が重複している。比較評価の項目では「評価対象地人口」、「道路状況」、「取付道の有無」、「建造物の有無」、「土地取得の容易性」の5項目が評価基準を含めて重複し、「敷地面積」、「土地利用の状況」の2項目は評価基準に若干の差異はあるが項目としては重複している。

委員 評価項目の重複具合から考えると、候補地として良さそうな一体整備可能な土地はどちらの候補地としてもある程度上位になると予想される。とすれば、良い候補地の取りこぼしを防ぐという点からは、手間はかかるかもしれないが提案の内容でよいと思われる。

委員 現時点での一体整備を可とする情報提供の状況を確認したい。

事務局 提供のあった一体的な整備を可とする情報は8件あり、その内一方の施設でも可とするもの、焼却施設だけであれば可だが最終処分場だけであれば不可とするもの等、一体的に整備ができるという情報でも様々な状況である。

委員 情報提供の内容についても個々に内容を確認しなければ評価が難しい状況であることは理解した。

委員長 その他に意見がないようなので、事務局提案のとおりとする。

それでは第2次選定については本日の協議で出た修正案を反映したもので評価を行い、次回委員会で選定結果を示してもらおうことで進める。

## (2) その他

事務局 整備候補地の情報提供期間の延長について提案する。次回会議が5月24日となり時間的余裕ができたこと、現在も住民等から問合せが寄せられていること、組合として広く住民等から情報を集めたいということから、2月末としていた情報提供の期間を3月29日まで延長したい。

委員長 情報提供期間の延長について事務局からの提案に対して意見等をお願いします。

委員 <意見等なし>

委員長 意見等がないので、事務局提案のとおりとする。

## 9 担当課 総務管理課